

やまなしひきこもり支援団体認証制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、ひきこもり当事者及びその家族に対する支援活動を継続的に行う民間団体のうち、一定の基準を満たす民間団体に対して、知事が認証する制度を設けることにより、認証された民間団体の活動を県が周知し、当事者等が支援を受けやすい環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ひきこもり」とは、おおむね6箇月以上継続して次に掲げる状態（重度の障害、疾病、高齢をその原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族が状態の改善を必要としているものをいう。
 - ア 家族以外の者との交流を行っていないこと。
 - イ 外出（家族以外の者との交流を目的としたものをいう。）をしていないこと。
- (2) 「当事者等」とは、ひきこもり当事者及びその家族をいう。
- (3) 「民間団体」とは、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有する団体及び任意団体をいう。ただし、任意団体については、1年以上の活動実績を有すること。
- (4) 「認証団体」とは、第6条第2項の規定により、知事が認証した民間団体をいう。

(認証制度の対象)

第3条 認証制度の対象は、当事者等に対して次の各号に掲げるいずれかの支援活動を継続して行っている民間団体とする。

- (1) 相談支援
- (2) 生活等支援
- (3) 就労支援
- (4) 居場所の提供

(認証基準)

第4条 知事は、民間団体を認証するため、前条に掲げる支援活動ごとの基準（以下「認証基準」という。）を別に定める。

第2章 認証等

(申請)

第5条 認証を受けようとする民間団体は、様式第1号により第3条各号に掲げる支援活動ごとに、知事に申請しなければならない。認証団体において、既に認証を受けた第3条に掲げる支援活動以外に、新たに該当するに至った支援活動が生じた場合も同様とする。

(認証等)

第6条 前条の申請があったときは、知事は、提出された書類等に基づき活動実績を審査するとともに、当事者等への著しい不利益を生じる行為の有無について、関係機関への照会等により確認を行う。

2 知事は、前条の申請に係る支援活動が認証基準に適合していると認めたときは当該民間団体を認証する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、認証基準の適否にかかわらず認証しない。

(1) 民間団体又は民間団体の役員等が、次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(2) 前号のイからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合

(3) 第14条第1項の規定により認証を取り消された民間団体のうち、改善がみられず認証しないことが適当であると知事が認める場合

(4) 前3号のほか、認証した場合には県民に不利益を与えるおそれがあり、第1条に定める目的から逸脱するとして、知事が認証することが適当でないと認める場合

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証団体に対し通知するとともに、認証書を交付する。

4 知事は、前条の申請が認証基準を満たさないものとして認証しない場合又は第2項各号のいずれかに該当して認証しない場合には、認証しない理由を付して当該民間団体に対し通知する。

(認証団体の周知)

第7条 知事は、認証団体について、県のウェブサイト又は広報誌等に掲載するなど、活動の周知を行う。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

(認証事項の変更報告)

第9条 認証団体は、認証団体の名称、所在地その他認証を受けた事項に変更が生じたときは、様式第2号により遅滞なく知事に届け出なければならない。

(認証の更新)

第10条 認証団体は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2箇月前までに、様式第1号により知事に認証の更新を申請しなければならない。

2 前項における更新の申請については、第5条の規定を準用する。

(認証団体への調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、その職員をして認証団体における支援活動の実施状況を調査し、報告を行わせることができる。

2 認証団体は特段の理由がない限り、前項の調査に協力をしなければならない。

(認証団体の責務)

第12条 認証団体は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る活動を誠実に実施し、及び認証団体の構成員等についても当事者等に対し真摯に対応するよう徹底させること。

(2) この要綱又は認証基準に違反する行為を行った、又は行ったおそれがある場合には、速やかに知事に報告すること。

(認証の辞退)

第13条 認証団体は、活動を中止又は終了するとき及びその活動が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、様式第3号により知事に認証の辞退を

申し出なければならない。

(認証の取り消し等)

- 第14条** 知事は、認証団体が認証の要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反する重大な事実が発生したとき、その他認証団体として適当でないと認められるときは、当該認証団体に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証を取り消された当該民間団体に対し、その旨を通知するとともに、県のウェブサイト又は広報誌等に掲載する。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された民間団体は、遅滞なく認証書を返納しなければならない。

第3章 雑 則

(免責)

- 第15条** 県は、民間団体が認証を受けられなかったこと、認証団体が認証を取り消されたことにより、当該団体及び当事者等に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わない。

(その他)

- 第16条** この要綱に定めるもののほか、認証制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

やまなしひきこもり支援団体認証申請書（新規・更新）

やまなしひきこもり支援団体認証制度実施要綱第5条（第10条）の規定により、やまなしひきこもり支援団体の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、やまなしひきこもり支援団体認証制度実施要綱、やまなしひきこもり支援団体認証基準を遵守するとともに、ひきこもり当事者及びその家族に寄り添い、誠実に支援活動を行うことを確約します。

また、県からの要請には真摯に応じ、同要綱の取消事由に該当したことで認証が取り消された場合においても、異議は申し出ません。

- 1 団体等の概要 別紙1のとおり
- 2 支援活動状況 別紙2のとおり
- 3 誓約書 別紙3のとおり

【民間団体の概要】

所在地	〒
認証の対象となる 支援活動の種類 (○をつけてください)	1 相談支援 2 生活等支援 3 就労支援 4 居場所の提供
活動開始時期	昭和・平成・令和 年 月 (該当する年号に○)
直近1年間における 活動内容	(できる限り詳しく記入してください。必要に応じて資料を添付してください。)
連絡先	電話： FAX： Eメール：
ホームページ URL	
支援員数	_____ 人 (代表者含む)

<担当者連絡先> *印の欄は上記と異なる場合のみ記載願います。

担当者氏名	
TEL *	
FAX *	
メールアドレス *	

<県ウェブサイト・広報紙等への掲載> *いずれかを○で囲ってください。

希望する	・	希望しない
------	---	-------

認証後の変更も可能です。

支援活動の種類：相談支援

※ 活動が複数に亘る場合も、活動ごとに記載してください。

(1) 相談窓口

①対応方法

(例) 電話 (055-XXX-XXXX) 、ホームページ (URL…)

②開設日時

(例) 月～金 (祝日及び12/28～1/3を除く) 10:00～17:00

※ホームページ・チラシの該当ページの写しを添付すること

(2) 利用料金等

記載した書面又はホームページやチラシ等の写しを添付

(3) 窓口対応支援員

①研修等研鑽方法

直近3年間における研修状況 (併せて主な研修資料を添付すること。なお、活動開始から3年に満たない場合には、記入できる期間での研修状況を記載するとともに、今後の研修計画を併せて記載すること。)

②配置

(例) 窓口対応：窓口開設日に1名 (3名で交代) ただし、相談内容に応じ複数名で対応 (最大2名)

(4) 個人情報の取扱い

団体が利用する個人情報の内容、保管方法、取扱責任者等を定めた書面を添付

(5) 相談対応記録

相談内容及び対応記録様式を添付

(6) トラブル対応

記録様式を添付

支援活動の種類：生活等支援

※ 活動が複数に亘る場合も、活動ごとに記載してください。

(1) 支援受付窓口

①対応方法

(例) 電話 (055-XXX-XXXX) 、ホームページ (URL…)

②開設日時

(例) 月～金 (祝日及び12/28～1/3を除く) 10:00～17:00

※ホームページ・チラシの該当ページの写しを添付すること

(2) 利用料金等

記載した書面又はホームページやチラシ等の写しを添付

(3) 支援員

①研修等研鑽方法

直近3年間における研修状況 (併せて主な研修資料を添付すること。なお、活動開始から3年に満たない場合には、記入できる期間での研修状況を記載するとともに、今後の研修計画を併せて記載すること。)

②配置

(例) 窓口対応：各日1人 (3人で交代) ただし、支援内容に応じ複数名で対応 (最大2名)

(4) 個人情報の取扱い

団体が利用する個人情報の内容、保管方法、取扱責任者等を定めた書面を添付

(5) 支援対応記録

支援要請内容及び対応記録様式を添付

(6) トラブル対応

記録様式を添付

支援活動の種類：就労支援

※ 活動が複数に亘る場合も、活動ごとに記載してください。

(1) 支援受付窓口

①対応方法

(例) 電話 (055-XXX-XXXX) 、ホームページ (URL…)

②開設日時

(例) 月～金 (祝日及び 12/28～1/3 を除く) 10:00～17:00

※ホームページ・チラシの該当ページの写しを添付すること

(2) 利用料金等

記載した書面又はホームページやチラシ等の写しを添付

(3) 支援員

①研修等研鑽方法

直近3年間における研修状況 (併せて主な研修資料を添付すること。なお、活動開始から3年に満たない場合には、記入できる期間での研修状況を記載するとともに、今後の研修計画を併せて記載すること。)

②配置

(例) 支援対応：基本2名で対応。ただし、支援内容に応じて複数名で対応 (最大2名)

(4) 個人情報の取扱い

団体が利用する個人情報の内容、保管方法、取扱責任者等を定めた書面を添付

(5) 支援対応記録

支援要請内容及び対応記録様式を添付

(6) トラブル対応

記録様式を添付

支援活動の種類：居場所の提供

※ 活動が複数に亘る場合も、活動ごとに記載してください。

(1) 居場所

①所在地

②開設日時

(例) 毎週金曜日 (祝日及び12/28～1/3を除く) 10:00～17:00

※ホームページ・チラシの該当ページの写しを添付すること

(2) 利用料金等

記載した書面又はホームページやチラシ等の写しを添付

(3) 支援員

①研修等研鑽方法

直近3年間における研修状況 (併せて主な研修資料を添付すること。なお、活動開始から3年に満たない場合には、記入できる期間での研修状況を記載するとともに、今後の研修計画を併せて記載すること。)

②配置

(例) 各日1名。ただし、利用開始が間もない (概ね1箇月) 当事者が参加する場合には、2名で対応。

(4) 個人情報の取扱い

団体が利用する個人情報の内容、保管方法、取扱責任者等を定めた書面を添付

(5) 活動及び対応内容記録

居場所活動記録様式を添付

(6) トラブル対応

記録様式を添付

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[団体印または代表者印]

(ふりがな)

団体名 _____ ㊟

(ふりがな)

代表者名 _____ ㊟ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

※役員等の名簿を添付すること

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

やまなしひきこもり支援団体認証事項変更届出書

やまなしひきこもり支援団体認証制度実施要綱第9条の規定により、認証を受けた事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

項目	内容
変更前	
変更後	

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

やまなしひきこもり支援団体認証辞退申出書

やまなしひきこもり支援団体認証制度実施要綱第13条の規定により、認証を辞退
したいので、認証書を添えて次のとおり申し出ます。

1 認証番号

2 認証年月日

3 辞退理由